

國學院大學學術情報リポジトリ

Position of the kana scripts on the earthenware
excauated at the site of Nishi-Sanjo residence in
the history of kana

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Nakayama, Yosuke メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000177

仮名成立史上の西三条第跡出土土器 墨書仮名の位置付け

中山陽介

はじめに

我が国の仮名文字は、古代の万葉仮名が、漢字という表語的
文字体系の域を脱し、独立した表音的
文字体系となったものである。しかし、その原初の発生や成立の過程の実態について
は、資料の不足などから未だ詳かにされていない点が多い。

片仮名の成立の研究については、明治以降、古訓点資料など
をもとに様々論じられてきたが、平仮名^二の方は、資料の不足も
あつて、その具体的な成立の過程や原理を論じたものはあまり

なかった。

ところが近年、平仮名の成立期頃に物されたと見られる仮名
の墨書土器が各地で相次いで発掘され、今後の平仮名成立の研
究の進展に期待がかけられるようになった。なかんづく平成二
十四年十一月に発表された、京都の藤原良相西三条第跡出土の
仮名墨書土器群は、出土環境や他の同時の出土品などの検証か
ら九世紀後半成立のものと目され、内容も歌のようなまとまり
のある文言が記されたものもあつて、平仮名の発達段階にある
資料として注目を集めている。^三(図一)

以降現在まで、この墨書について、いくつかの論考が研究者

によってなされているが、しかし、この墨書の実態を詳細にした論は未だに出ていないように、筆者には思われる。^(三)

その解明の進まない理由を考えるに、断片的な出土物であることから、品物の性質が明らかでないのを始めとして、さらに、内容の面では、解説が捗っていないため、書かれた文字が特定できていないということがある。よって、文章の内容としても文字の形態としても、明確な根拠が据えられていないので、未だ的確に論考を進めるための下地ができていない所が大きい。

本稿は、この西三条第跡出土の墨書土器群の内、最も解明が見込まれている「墨書土器十四」(以下「墨十四」と称す)を取り上げて、仮名成立史の観点から、その仮名の字形を形態的に考察し、この墨書が仮名成立史の上で、いかなる位置に置かれるかを検討するものである。

本論では、まず始めに、平仮名の成立史の概観と当墨書土器の概要を説明する。次に当墨書の釈読を提示し、書かれた文字を特定する。続いて、その字形が発達途上の平仮名としてどのような段階にあるかを検討して、最後に、近い年代の仮名資料と比較し、墨書の実際の成立年代を文字の形態から考察する。

このようにして、この仮名文字がどのような形態的特徴をも

ち、時代的にいつごろの姿であるかといった、この墨書土器の仮名成立史上の位置づけを明らかにする。

一 平仮名成立史の概観

墨書土器を考察するにあたり、まず平仮名がどのようにに成立したかを簡単に説明する。

現在一般に行われている平仮名の成立史観は、はじめに漢字が真仮名として用いられ、段々と真仮名が崩されることで、いわゆる草仮名が出来、それがさらに崩されて女手(いわゆる平仮名)が出来るといふ見方である。

「真仮名」とは漢字を借り、音訓によって一字一音方式で国語を表記したもので、形態や文字体系としてはまだ独立せず、漢字の一用法としての段階にある。楷書・行書のもののみを「真仮名」とすることもあるが、草書で書いたとしても、漢字の一用法として字を借りることとしては同一である。

「草仮名」という名称には現代的な用法では、指すものが二者ある。^(四)ひとつは、女手が成立した以後に、表現の一式として存立した書体としての草仮名である。たとえば、草仮名の代表的な遺品とされる「秋萩帖」は女手成立後、十世紀中頃に降

の原作と見られており、また「蓬萊切」「高野切第三種」「粘葉本和漢朗詠集」などの平安の古筆には、女手の簡素な表現と、草仮名の繁雑で装飾的な表現とを歌ごとに書き分けて、表現を工夫しているのが明らかに見て取れる。『宇津保物語』なども、「女手」と「草」（草仮名）とは対立した表現の書体として挙げられている。¹⁵

草仮名のまたひとつは、真仮名に用いた行書体或いは草書体の字形が崩れて女手になるまでの、中間にある発達途上の形態の事を指している場合である。たとえば貞観九年（八六七。西暦、以下同）の「讃岐国司解有年申文」(図二)¹⁶や元慶元年（八七七）の「東寺檜扇」(図三)、及び近年出土している九世紀後半の仮名墨書土器群などがそうで、既に漢字の行書や草書そのものでなく、仮名文字独自の簡略化をまじえている。以上両者の「草仮名」は、女手よりも繁雑であるという見た目の類似から一括りに「草仮名」と呼ばれるが、仮名成立史の観点では全く異なる価値を有するものである。よって本稿では、「草仮名」という呼び名は前者の書体としての意味に限って用い、後者の歴史的な段階の事は、今姑く「古体の仮名」というような呼び方をしてそれらの混乱をさけることとする。

女手の早い時期のものは、延喜から承平（九〇一〜九三七）

頃とされる「因幡国司解案紙背仮名消息」や、定家本土佐日記の奥に写された紀貫之自筆土佐日記の臨摸で承平五年（九五）から程ない頃の面影を伝えるもの、また承平八年（天慶元年、九三八）の「齋然生誕書付」がある。¹⁷延喜五年（九〇五）には古今集が撰じられ仮名が常用されていたであろう事から、延喜・承平の頃までには女手らしい女手が成立したと考えられる。

西三条第跡出土の墨書土器の仮名は、延喜・承平頃までに女手が完成する以前の古体を示していると考えられる。具体的な成立年は不明であるが、考古学的な研究によって、ある程度の年代の推定が試みられている。

二 西三条第跡出土墨書土器の概要

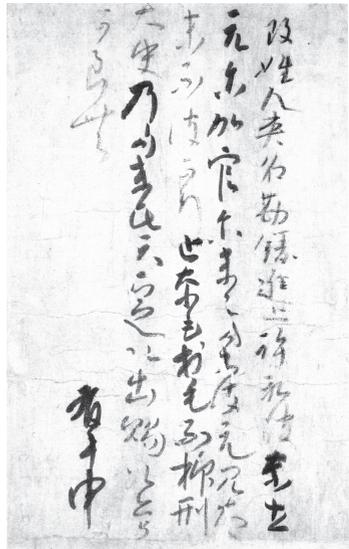
西三条第跡の墨書土器群は多くが池二五〇から出土したもので、池の北西部、釣殿とされる遺構付近にまとまって存在していた。釣殿は寝殿造中極めて風情ある場所であり、釣魚、観魚、観月、花見、詩会、納涼に適った場所であったとされる。¹⁸

これらの墨書土器の多くは土師器の皿や杯に書き付けられたものであるが、池のほとりの釣殿などにあつて、宴などで歌を

図一
墨書土器十四



図二
有年申文



図三
東寺檜扇



詠んで書いたものをそのまま池に捨てたりした可能性がある。

三代実録には、貞観八年（八六六）三月二十三日、清和天皇が西三条第に行幸せられて、桜花を觀じ、文人をして百花亭の詩を賦せしめられた事が見える。主人藤原良相はこの時右大臣であつて、西三条第もこの頃隆盛を極めたと見られる。しかし当年応天門の変を機に兄の太政大臣藤原良房との対立があり敗退、やがて身を引き、翌九年（八六七）十月十日薨じた。ちなみに西三条第行幸の後、閏三月朔には良房邸にも行幸があつた。

良相が文芸に力を注ぎ、人を招いて詩文の能を試みたりしていたことや、男常行が和歌に通じて、在原業平とも交流があつたことなどは、仮名墨書との関連が注目される。

良相薨じて後、貞観十三年（八七一）には実姉の太皇太后順子が崩じ、貞観十七年には常行が薨じた。西三条第もこの頃を境に、急速に衰退したと見られる。このことから報告書では、

このようにみると、西三条第が最も盛況を呈したのは850〜870年代のおよそ30年間となる。実際にはその前後も使用されたとみられるが、そのことと出土遺物の年代観には大きな矛盾は認められない。^(十三)

としている。これらの墨書土器もその頃に成立したと考えら

れ、丸川義広氏は、常行没年、すなわち貞観十七年（八七五）前後をその下限と想定するのが妥当かとしている。^(十四)

三 釈読

本稿では、先述の通り、西三条第跡出土の仮名墨書の中でも最も検討が進められ、解説が見込まれている墨十四の仮名の形態について考察する。文字の形態を論ずるために、ここではまず、従来の釈読案や他の仮名資料を参考に、書かれた文字を解説する。

先行の墨十四の案を挙げると、二十五年（二〇一三）発表の調査報告書^(十四)では、六行目から七行目にかけての箇所「ひとにくしとお（も）はれ」といふ語句が読み出されている。翌二十六年（二〇一四）の南條佳代氏の考察^(十五)では、五行目の頭から六行目にかけて「いくよしもあらしわがみを」と記されており、古今和歌集卷十八雑下の「幾世しもあらしわが身をなぞもかく海人の刈る藻に思ひ乱るる」（九三四番）の上二句に相当する可能性が提出された。これらの案によって土器の左半分が歌である可能性が高くなった。また二十七年（二〇一五）の丸川義広^(十六)氏の論では、墨書の字数を計算し、土器の右半分も歌である

可能性が指摘されている。

ここに、これらを参考にしつつ、仮名の古体を示す資料を根拠として、左半分に次のような歌が記されている可能性を新たに提示する。斜線は改行。数字は行数。

いくよしもあらしわか(み)／をあちきなくひとに／、く
しとお(も)はれ／そす(る…)うら／み

以久与之毛安良之和加(一)／乎安知幾奈久比止尔／、久
之止於(一)波礼／曾須(一)宇良／美

(幾世しも有らじ我が身を無道く人に憎しと思はれぞする)

証例として、先に紹介した古仮名資料や草仮名の作品や、「自家集切」などを引いて、適合する字例を四に示した。

以下、補足を加える。五行目の末の欠けた「か」は、中近世

に見える「可」の仮名にも見えるが、むしろ土器右側の三行目に見える原字「加」の字体と同じと考えられる。七行目の頭に旧釈では「ひとに／くし」と読んだ所を「ひとに／、くし」と読んだが、このように同点が行頭に来るのは、草卒な書き付けなら有り得る。八行目の「曾」は確証がなく、自家集切や小野道風消息の似た字形を挙げたが、それらと比しても運筆に疑いがある。土器の縁に書いたからか。同行三字目の土器の欠けを「る」と想定したのは、上を助詞の「ぞ」として読んだために

連体形がふさわしいと考えたまでである。九行目の頭の字も、「御堂関白記」の自筆本の女手に似た例があるが、「美」の仮名の古態としては簡略に過ぎるか。一首の後の三字を「うらみ」と読んだが、これが正しければ、歌句の推敲の跡かもしれない。

一首の意は、「行く末幾許もない我が身であるのに、どうしようもないことに、人に憎いと思われることだ」と解釈でき、老いらくの憂えを詠んだ歌となる。

以上の釈文を仮定し、「いくよしも」の句を『新編国歌大観』の索引で探した所、よく似た歌はなかった。平安中期のものでこの句を詠み込んだものは、南條氏案の古今集九三四番歌に加えて、次のものがあつた。

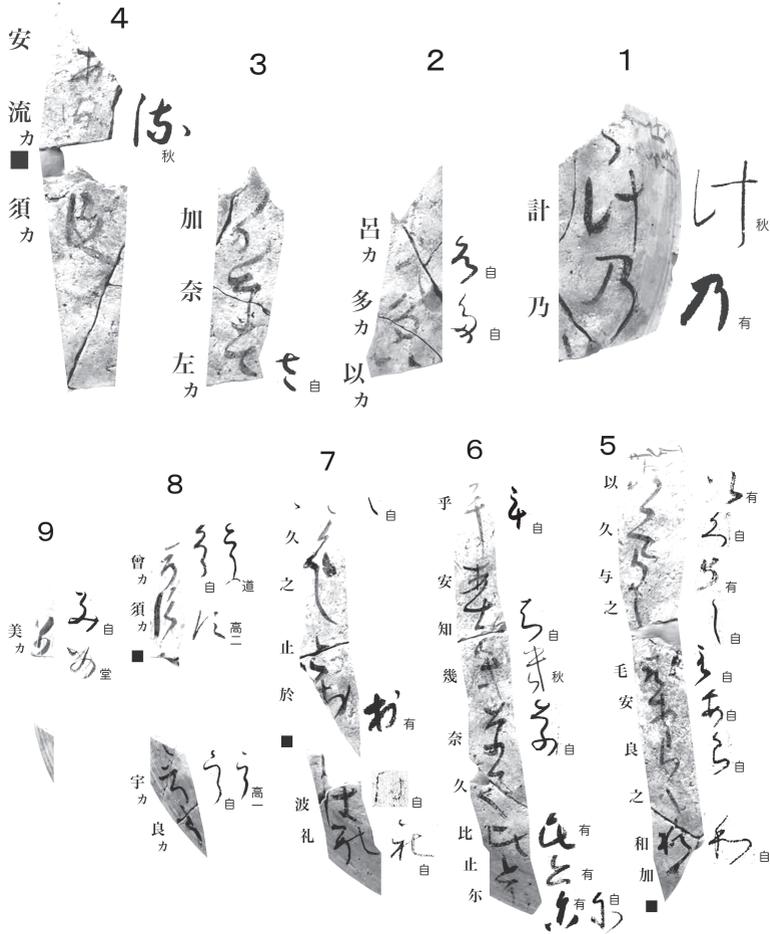
いくよしもあらしものからわかたけのおひそはりけん春さ
へぞうき(『朝忠集』二九番・二八番の返しで女の歌。)

いくよしもあらしとおもふよのなかのえしもこゝろにかな
はぬぞうき(『好忠集』四五七番・題「かのえ」)

また、時代は下るが、

いくよしもあらしものゆゑあぢきなくうき身をかへておも
ふべきかは(『千五百番歌合』二二三五番)

は語句が似て参考となる。以上は皆、行く末短い我が身に加



図四 墨十四秋読証例

有…有年申文
 自…自家集切
 秋…秋萩帖
 道…小野道風消息
 高一…高野切第一種
 高二…同第二種
 堂…御堂関白記

わる憂えを詠んだ歌であるが、一首の趣きもこれに適う。

句単位での類歌は、これら二三の例に留まるが、同一の歌が見つからないことからすると、この墨書は手習いの歌や有名な古歌を書いたものではなく、宴などで新作の歌を書きとめたものである可能性が高い。

土器右半分の歌については、欠損が多く、判断を下し得ないが、一応次のような可能性を提示しておく。

- 1 () () けの () () / () () () () / () () ()
 かなさ () () / ある () () す
 () () 計乃 () () / () () 呂多以 () () / () ()
 加奈左 () () / 安流 () () 須

三行目の「かなさ」は「はかなさ」か。

以上の考察が妥当であるならば、この墨書は、新作の和歌を書き付け、推敲などを加えたものであって、保存したり、人へ示したりと、公的な意味をもって謹厳に書かれたものではなく、その場限りの私的な意味合いをもって草卒に書かれたものであろう。また、筆者はおそらく老人と見られる。すなわち、これが当時（やや古い世代に）常用された仮名の碎けた表現であったことが考えられる。次に、提示した釈文とこの推定のもと、実際に当墨書の仮名文字の形態の分析を行う。

四 墨書の仮名の形態の特徴

佐野光一氏は『改訂草書の覚えかた』の中で、漢代以降の草書が篆書・隸書からどのようにに成立したかを分析するのに「簡・連・省」という三則を用いて説明している。

さて、草書の字形には「簡・連・省」の三要素が入っている。「簡」とは簡略のこと。速く書くために、点画の長さを短く、短きは点に、あるいは方向や粗細（太い細い）の変化など、行書以上に多用する。「連」は連続で、しかも速く書くため方向を変えて続ける。「省」は点画を減らし省くことで、行書ではやや少ないが、草書では最も重要なものである。点画の多い字ほど、この三者を効果的に使って簡単な草書の形としている。^(二五三)

ここでは、この考え方を応用しながら、仮名における簡略化の法則を改めて考えることで、墨十四の仮名が、漢字の行草から仮名文字の女手になるまでの間の、どのような段階にあるのかを見定める。

表一に、「簡・連・省」の観点から、漢字の行草と女手との字形の相違を取り挙げ、それをもとに墨十四の形態を考察し

宇	以	安
う	い	あ
(二) 連 (二) 連 ○ ○ ・ 簡 ×	(二) 連 ○ (二) 簡 ×	(二) 省 ○ (二) 省 ○ (三) 省 ○ (四) 簡 ×

(表二)

た。上段には行草の例として空海を中心とした平安前期の字例、もしくは王羲之系の字例を挙げ、中段には女手の最も典型的な字形を示す「粘葉本和漢朗詠集」「高野切第三種」の字例を掲げ、下段に墨十四の例を載せる。行草と女手とで字形の差のある部分を符号で示し、女手になるとそこに「簡・連・省」いずれの要素が取り入れられるかを下に表記し、それが墨十四で実現されているかどうかを○×△の符号で示した。△は判断の下しがいものである。三則の分類とその判定は書法的観点による筆者の主観に基づく。^(二三四)

之	左	計	久	幾	加	於
し	さ	け	く	ま	か	お
(二) 簡 ○ ○	(二) 連 (二) 簡 ・ 簡	(二) 省 ×	(二) 連 ○ (二) 簡 ×	(二) 連 ○ (二) 連 ○ ・ 簡 ×	(二) 連 ○	

尔	奈	止	知	多	曾	須
尔	奈	止	知	多	曾	須
(二) 連 (一) 簡 × ○ (三) 連 ×	(五) 連 (三) 連 (三) 連 (一) 連 (四) 簡 × △ 連 ×	(二) 連 (二) 連 ○ ○ (三) 簡 ×	(二) 簡 △	(二) 省 (二) 簡 ○ ×	(二) 省 ○ ・ 簡 ×	(二) 簡 ×

良	与	毛	美	比	波	乃
良	与	毛	美	比	波	乃
(二) 連 (二) 簡 ○ △	(二) 連 (二) 簡 △ ×	(二) 簡 △ 連 × (五) 注	(三) 連 (二) 省 ○ ○ (四) 連 ○ △ (二) 簡 △	(四) 簡 ○ (二) 簡 △ (二) 簡 × ・ 連 × (三) 連 ×	(三) 簡 ○ (二) 省 ○ ○ (四) 連 △ (二) 省 ○	(二) 簡 × 連 ×

これら「簡・連・省」三則に分類したものを更に細かく分析し、仮名の簡略化の法則を探り出すと、筆者には次の六つの法則に分けることができた。仮に名前をつけて、それらが墨十四ではどのように実現されているか、或いは実現されていないかを次に示す。

乎	和	呂	礼	流
(一) 連 (二) 連×・簡×	(一) 簡× (二) 簡× (三) 連×・簡×	(一) 連× (二) 省×	(一) 連× (二) 簡×	

・均し(簡) …… 右の表の墨十四の字例のうち「左」之波良」は、転折のくねりが均されて無くなり、女手の形に近くなっている。「安以(宇) 幾須(曾(多) 止奈乃毛与礼呂和)ではまだ存在していて、行草のようにボキボキと屈折している。

・縮め(簡) …… 「奈尔乎」では、長い画が短縮されて、次の画に続けやすくなっている。また、「比毛与良(礼)乎」では女手で点を書く所を画のように書いている。ただし、土器の曲面に書いていることも考慮すべきである。「久」は短くなる画がまだ長い。

・繋ぎ(連) …… 「以(宇) 加幾之奈和乎」は、離れた点画同士が繋がって一画として書かれる。「尔乃」は繋がっていない。
・接ぎ(連) …… 「(宇) 久奈尔」では離れた画同士の収筆と起筆との接合が見られる。「比」はまだ離れている。「波与」は画同士が近づいているが、女手のように綺麗に一筆で書くようにはなっていない。

・省き(省) …… 「安波」は、下から回り込む鉤が省略されている。「計」の左の鉤や「呂」の点はまだ残っている。

・約め(省) …… 「(宇) (曾) (多) (美)」は、繁雑な部分を

一筆で済ませるような省略が甚しいと見えるが、字が全て存疑である。

以上の六則の内、墨十四で最も發達が顕著なのは、「繋ぎ」の要素と見え、多くの字で盛んに取り入れられている。反対に最も遅れているのは、「均し」の要素である。

「繋ぎ」が進んでいるという点からいえば、この墨書に字と字との連綿が成立していることにも注目したい。連綿は仮名書法の重要な要素のひとつである。その成立には唐の狂草の連綿との関連も考えられるが、今草(二十)にしろ狂草にしろ、大陸の書法での連綿は技法や様式のひとつに過ぎず、関連があつたとしても、仮名の書法で独自の發展を遂げたことについては、別に何らかの説明がなくてはならない。

この墨書に連綿が見える事は、字画の「繋ぎ」の法が發達している事から考えると、その軌を一にしていると思われる。恐らく、国語の性質上、真名文に比べて字数の多くなる仮名文には、速く多く書けることが要求されたであろう。そこで、字画を続け書きする手法が取られ、それによって一字の内の画の「繋ぎ」と、字同士の連綿とが、同時に展開してきているのではないだろうか。

また更に、「均し」の法が未發達なものも、連綿と関連づけて考えられる。女手の書は、流麗と評されるようななだらかな曲線によって構成されているが、その流れるような動きを実現させたのが、「均し」による字画の簡略化であると思われる。

図五には、「高野切第三種」から同一筆者による女手と草仮名との表現の比較を示した。草仮名では、連綿線は上字の末と下字の頭とを結ぶだけで、動きも直線的でどれも大体四十五度程の傾きになっていて単調なものであるが、女手の連綿では、上字の末と連綿線と下字の頭とが不可分の一体となつて融和し、流れるように連続して、女手らしい流麗さが実現されている。

墨十四の連綿を見てみると、三行目「加」、六行目「安」などは末画が左下に向いて次の字に繋げ易いため、比較的なだらかに連綿しているが、五行目「以」「和」などは、女手であれば末画が左下に向くのでなだらかに繋がるが、この墨書ではまだ字画が繁雑なためにその流れが滞っている。この連綿が綺麗に繋がるためには、この字画の「均し」が実現されて女手の字形の如く、末画が次の字につながるような筆運びに変化しなくてはならない。草仮名の連綿が単調なもの、同じように字画が繁雑なために書き流せないことが理由にある。このような点

図五 高野切第三種の女手と草仮名

よたづれけうてこらうまきれあひの
いひのけみらわみなりてむ

る地よりぬきしら。草出車より母乃
浦彦春初社文流少坊手いざ久教
米るは程了れ者奈に毛

で、この墨書に見える「均し」の発達段階は、その連綿の発達の状態にも大きな関わりがあるといえる。「均し」の発達の由来も、恐らく仮名を速く多く書く要請から出たもので、墨十四のような「繋ぎ」の発達した段階を経て、後に起こったと思われる。

これらの特徴を総合して、女手の成立の沿革を考えてみると、先に「繋ぎ」が発達し、字や点画を続けて書く、いわば「続け書き」ともいうべき段階になり、その後「均し」が発達し、無駄な運筆を省き、字を流れるように書く、いわば「流し書き」ともいうべき段階になり、それによって女手らしい字形が実現されてくる、という過程を想定することができる。

墨十四の仮名書法の発達段階は、「繋ぎ」を使いこなした「続け書き」の段階に至りながら、かつ未だ「均し」があまり取り入れられていないため「流し書き」の段階には至っていない、という段階であると考えられる。

五 他資料との比較

以上の分析をもとに、この墨書の推定された成立年代に近い資料と比較を行い、その年代を形態の面から検証する。

常行没年（貞観十七年（八七五））を基準に、それに近い仮名資料で成立年を知り得る「有年申文」（貞観九年（八六七））と「東寺檜扇」（元慶元年（八七七））とを以って比較する。

有年申文（図二）は、仮名の古体としていかにも典型的で、まだ連綿の不完全な、漢字の要素が強い様をしている。しかしその成立年が、より流麗な書きぶりをした東寺檜扇の仮名に先立つことのわずか十年でしかないことから、この書は公文書であるために漢文に合わせて硬く書いたに過ぎず、当時一般ではもっと流麗で簡略な仮名も行われていたという見方もある。^{二七五}

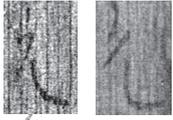
東寺檜扇（図三）は、檜扇に絵や図案、習書のようなものを書いたもので、第一橋・第三橋・第十五橋の三箇所仮名書きがあるが、解説が困難である。辛うじて第一橋に「ねむ（も）ころに」第十五橋に「なには」といった語句が判読できる。書風から複数の筆者が想定される。^{二七六}

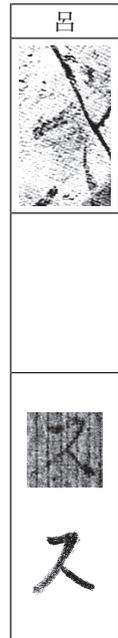
表二において、墨十四と有年申文と東寺檜扇とを比較する。字例は同一資料の中で最も簡略な字形を選び、三者の内二者で共通して用いられるものを挙げる。東寺檜扇には筆者の推定による骨書きを併載する。

多	太	之	加	於	以	
						墨十四
						有年申文
	?			?		東寺檜扇
	ち			ち		

(表二)

波	乃	尔	奈	止
ハ		ニ、ニ	ナ	

礼	良	与	毛	无	末	比
						
						
						
						



以下、墨十四と二者とを比較して形態の異同を論ずる。
 「於」は欠損があるため除外した。「无」と「毛」との間に置

いた東寺檜扇の字は「む」「も」両方考えられる。^(三十一)

・墨十四と有年申文との比較

両者同形のもの： 以止尔乃比与礼

墨十四の方が簡略なもの： 加之奈波良

崩し方の異なるもの： (多) 毛

・墨十四と東寺檜扇との比較

両者同形のもの： 尔波(呂)

東寺檜扇の方が簡略なもの： 奈(毛)

形態の簡略さは、有年申文から墨十四、東寺檜扇へと段々と簡略になっており、資料の想定された成立年代順にも適っている。

墨十四と有年申文とでは、墨十四の方が簡略な字形があるのは勿論の事であるが、同じ形態のものも相当数ある。簡略になっているものは、「加」の「繋ぎ」、「之」の「均し」(擦れて

いるが点と画との繋ぎはあると見える)、「奈」の「接ぎ」、「波」の「均し」、「良」の「均し」となる。墨十四に見た「均し」の確例全三例が有年申文では皆成立していない。「多」は有年申文の方が「均し」が成っているようにも見えるが、原字の字体の相違であろう。有年申文の「以止奈末」などに見える「繋ぎ」や連綿の使用状況を見ると、書き手は既に「続け書き」の手法を知っていると見える。

墨十四と東寺檜扇とは、「奈」の「均し」は東寺檜扇の方が少し進行しているようであるが、他は同形と見える。字例が少ないので詳細な異同は明らかにしたいが、「末」や「呂」など、女手化が期待されそうな字が東寺檜扇でもまだ古体の面目をしているので、全体的に見れば墨十四と比べてさしたる開きはないと見える。

以上、わずかな字数ではあるが、全体を見渡してみると、墨十四と東寺檜扇とは、東寺檜扇の方が簡略化が進んでいるように見えるものの、形態にはあまり飛躍的な差はなく、近い時代のものとして矛盾はないといえる。有年申文は、公文書という書かれた背景の事や、書風の上では東寺檜扇がさらっと書くのに比べてずっしりと書いている事などを考慮すると、その年代当時の仮名の草率な形態とは見なしたがたいが、当時既に「続

け書き」の手法があったことがわかる。この書が仮にわざと硬く古風に書いているものだとしても、所々含まれる簡略化に「繋ぎ」が垣間見えるのに対して、墨十四にあるような「均し」が殆ど姿を現さない所は、墨十四との先後関係が視られるようである。

以上の事から、墨十四の成立は二者の間頃の時代、大体貞観後半から元慶初頭(八六八〜八八〇)、広く見積もって貞観から元慶(八五九〜八八五)頃にあると想定され、常行没年(貞観十七年(八七五))前後までの成立という推定が、考古学的にだけでなく、文字の形態からも大きな矛盾のないものであるといえる。

三者に共通する発達的特徴を総合してみると、これらの仮名文字は、既に行草の漢字による「真假名」の段階を脱し、点画や字同士を繋げて書く「続け書き」の段階にあるが、画のうねりを均して運筆を省き、なだらかに書き下す「流し書き」の段階には至っていない。

これを三者当時の古体の仮名の一般的な特徴だとすると、女手書法の完成は、この五六十年の後、延喜五年(九〇五)の古今集を経て、承平(九三一〜九三八)の完成された女手の筆跡が伝存する頃までの間に、「流し書き」が成立することによつ

て達成されるものとなるであろう。その実態は今後究明すべき課題である。

おわりに

以上、墨書土器十四の仮名文字について、仮名成立史上の位置を定めるべく、その形態の分析を行った。

初めに従来説かれていた平仮名の成立史の概観と西三条第跡出土の墨書土器の概要を述べた。墨書の成立は藤原常行の没年前後が下限と見られる。

分析の手始めに、他資料の古体の仮名などを根拠として墨書の積読を定め、検討を行った。これによって、この墨書が新作の和歌の書き付けであろう事や、その仮名の形態が当時の、おそらく老人の書いた、草卒なものであることを考察した。なお、読みの正否の確定は、既存の資料の解読の進展と新出資料の増加とに俟ちたい。

続いて、行草から女手への字形の変遷内容を分析し、その簡略化の法則を六つに分類した。その結果、墨十四の仮名の形態は、漢字の行草の字体が崩れ、点画を繋いだり（繋ぎ）、字同士を連綿させたりして、続け書きするようになった段階（続け

書き）にあるとした。この後、もとの字形にあった字画のくねりなどを均して運筆を省略すること（均し）、点画や連綿をなだらかに書き流すようになり（流し書き）、いよいよ女手らしい流麗な書法が成り立つと見られる。

この分析を元に、墨十四の推定成立年代に近い時代に成立した「有年申文」「東寺檜扇」と比較することで、その年代観を考察した。これらは書風上の相違こそ大きいのが、仮名の形態としては飛躍的な変化は見受けられない。三者が共に「続け書き」の段階に達していて、かつ十分な「流し書き」に至っていない段階にある点は、共通する年代観に合致する。よって墨十四の成立は、有年申文の成立頃から東寺檜扇の成立頃までの間、丁度常行没年前後の頃と考えられる。これにより、従来考古学的に推定されていたこの墨書土器の成立の年代観が、平仮名の文字形態の発達という観点からも裏付けられることになる。

従来、当地出土の墨書土器の仮名の仮名成立史上の位置づけについては、古代の仮名資料の実証的な考察方法が確立していないため、見る者の印象や観点によって「最古級の平仮名」としたり「草仮名」としたりと、漠然とした議論しかできなかった。本論ではその文字形態をなるべく客観的に分析し、他の資

料と実際に比較することで、具体的な特徴を掘り出し、更に平仮名の成立過程の現象の内容にまで言い及んで、墨十四の仮名成立史上の位置付けを考察した。

なお、西三条第跡出土の墨書土器の仮名には、これよりも形の古めかしいものや（たとえば墨八・墨十五）、進歩的なものも見える（墨十一・墨十六など）。本論で論じた形態の繁簡による年代の先後の見え方と、丸川義広氏が土器編年案を用いて行った土器の形態による墨書土器年代の推定との間には、年代観にずれがある。同時代の異なる世代の書き方や、場面による書きぶりの差など、以後究明すべき課題である。今後は、近年次々と新出する古代の仮名資料の増加によって、今回論じた事がより詳細に明らかになることが期待される。

注

(一) 「平仮名」という名称は、ここでは、省画によって生じた「片仮名」に対して、草略によって生じた仮名文字の体系を指し、いわゆる変体仮名をも含めた汎い意味で用いる。

(二) その調査の概要は、京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告二〇一一年九「平安京右京三条一坊六・七町跡―西三条第（百花亭）跡―」（京都市埋蔵文化財研究所、二〇一三年三月）に図版と共に報告されている。図一の写真はこれによる。

(三) たとえば、明治書院『日本語学』八九五号（二〇一三年九月）では

「ひらがな」を問い直す、日本史研究会『日本史研究』六三九号（二〇一五年十一月）では「仮名文字というは歌をめぐる諸問題」と題した特集が生まれ、当地の墨書土器も取り上げられているが、内容を解説したり、科学的に分析したり、実証的に仮名成立史上の位置づけを明らかにした論が見当たらなかった。南條佳代「藤原良相邸跡出土墨書土器の仮名表記に関する考察」（佛教大学総合研究所紀要「第二十一号、二〇一四年三月）の「六、墨書土器の書字形態」では形態の分析によって成立年代にまで言い及んで、有年申文と秋萩帖との間に成立したかとするが、両者を「草仮名」として同列に扱う事などには問題点がある。

(四) 以下、小松茂美『かな』（岩波書店、一九六八年）「Ⅱ展開―かなのいろ」を基として、管見を加えながら論ずる。

(五) 言葉「女手」と「平仮名」とは、現在殆ど区別がなく、本論でも両者の名称を用いるが、強いていえば、「平仮名」は「片仮名」に対して、草略な仮名の文字構造を指す意味合いが強く、「女手」は草略な仮名でも、「草」や「葦手」などの仮名書体に対して、簡略な書体としての意味合いが強い。本稿で「女手」と呼んで指す文字は、伝存する平安中期以降の古筆に見える簡略な仮名の書を典型としたものである。

(六) 注(四)書でも、この両者は同一条に一括りに説明されている。両者の違いについて論じたものには矢田勉「文字史研究に於ける「片仮名」「平仮名」「草仮名」「白百合女子大学研究紀要」第三十六号（二〇〇〇年）がある。

(七) 注(四)書、六十四ページ以降に載る。ほか原田芳起「男手女手名義考」『平安時代文学語彙の研究 続編』（風間書房、一九七三年）などにこの名義が論じられている。

(八) 注(四)書では、草仮名を「真がな（男手）が筆写をつづけられる間に、自然の勢いで書きくずされて出てきた字体である。」（七十五ページ）

ジ)とするが、草仮名や女手の起源には、実際には楷書行書から崩されたものだけでなく、草書を借用して崩されたものが多い。平仮名の起源となる漢字の字体については、関口研二『かな字解』(芸術新聞社、二〇一四年)に解説されている。

(九) 影印は、図二は『和様の書』(東京国立博物館、二〇一三年)、図三は『重要文化財木造手観音立像修理工事報告書』(教王護国寺、一九六八年)による。

(十) これらの遺品の簡略な解説は森岡隆『図説 かなの成り立ち事典』(教育出版、二〇〇六年)を参照。

(十一) 注(二) 書、四十四ページ。

(十二) 注(二) 書、百十二ページ。

(十三) 丸川義広『平安京右京三条一坊六町(藤原良相邸)出土の仮名墨書土器をめぐって』『日本史研究』六三九号(二〇一五年十一月)七十一ページ。

(十四) 注(二) 書、三十九ページ。なお、二十四年(二〇一二)十一月二十九日の新聞各誌では、すでにこの読みが取り上げられている。

(十五) 注(三) 南條佳代氏論文。

(十六) 注(十三) 論文、六十四ページ。

(十七) 貫之集の一本で、成立・書写ともに貫之没後から下るものと見られるが、古体の仮名の字形を示している点で有用である。『日本名跡選古筆名品集』(二玄社、一九九五年)二葉、『日本名筆全集 卷十 手鑑集』(書藝文化院)一葉、『日本書道大系 二 平安二』(講談社、一九七一年)一葉、都合四葉の断簡が確認できる。

(十八) 字例の影印は、「有・堂」は『和様の書』(東京国立博物館、二〇一三年)、「自」は注(十七)の三書、「秋・高一・高二」は『角川書道字典』(角川書店、一九七七年)、「道」は注(二十)書による。

(十九) たとえば、高野切古今集巻第一の一番歌や、秋萩帖の「しかりとて

そむかれ／＼／なくにことしあ／ればまづなげかる／、あなうよのなか」など重点を行頭に置いた例はある。

(二十) 森川世黄編『集古浪華帖』(二八一一年)第二巻所収摸刻七通目五行目の最末字。

(二十一) 寛弘元年上巻裏書。『和様の書』(東京国立博物館、二〇一三年)七十九ページ。原本、歌句「みをつめば」の「めば」に上書きして「みて」と書く。『角川書道字典』ではこれを「め」の例として取っているが、後拾遺集(一一三番)に公任卿の同じ歌があり「みをつめて」とする事などから、「み」と判断した。

(二十二) 『新編国歌大観』(角川書店、一九八三年)の各索引で「いくよしも」を引くと、八代集以前のものは、「勅撰集編」では古今集と新古今集(異本歌)で二例、「私撰集編」では古今六帖の一例(古今集の歌に同じ)、「私家集編」では朝忠集、好忠集、壬二集の三例、「歌合編」では住吉社歌合、千五百番歌合の二例。

(二十三) 佐野光一『改訂草書の覚えかた』(天来書院、二〇〇六年)三ページ「はじめ」。

(二十四) 行草の字例の影印は、黒字は平安前期で北川博邦編『日本名跡大字典』(角川書店、一九八一年)、白字は王羲之系で『角川書道字典』による。女手は全て『角川書道字典』による。墨十四の字例は、『和様の書』(東京国立博物館、二〇一三年)より作成。

(二十五) 「ん」の形の「む」と「も」とは、女手では字形が酷似するが、草仮名の古筆や自家集切では両者のけじめが見える。角紀子「も」の字母に「无」はない―国語学・古筆学の視点から―『書学書道史研究』十二号(二〇〇一年)では「も」の方の原字が「毛」である事を考察している。『角川書道字典』や関口研二氏(注(八)書)は「无」とする。

(二十六) 古谷稔「懷素と平安書道」中国法書ガイド四十三『自叙帖』(二

玄社、一九八九年)には、狂草の日本書道への影響如何について言及がある。

(二十七) 図五の影印は、コロタイプ精印『高野切第三種』(清雅堂、一九七七年)による。

(二十八) 吉澤義則『日本書道新講』(白水社、一九四一年)二百二十五ページから二百二十八ページ。

(二十九) 教王護国寺の千手観音像の内に納められていたもので、納入年と思われる「元慶元年十二月」の紀年があり、西川新次「聖寶・會理とその周邊」『國華』八四八号(一九六二年十一月)や井上正「楡扇二種—平安工藝の編年的考察 其三—」『國華』八九四号(一九六七年一月)に美術・工芸的な年代観についての論がある。「重要文化財木造千手観音立像修理工事報告書」(教王護国寺、一九六八年)二十六ページに調査の報告がある。注(十)書では第一橋の読みを「无量授如来(に)も たて／ いねも ころに ま() や」と釈する。

(三十) 「ねむころ」の古形は「ねもころ」であるが、「ねむころ」の早い例として、『日本国語大辞典』(初版第二版共)では「天理本金剛般若経集驗記」平安初期点(八五〇年頃)を取る。

(三十一) 二十四年(二〇二二)十一月二十九日付の『朝日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』等の各種記事で、最古級の平仮名と報道されている。読売新聞では、佐野宏氏の見解を挙げて「9世紀後半の段階で平仮名がほぼ成立していたとの見解を示した。」とする。乾善彦「仮名の用途からみた万葉仮名とひらがな」『日本語学』四一四号(明治書院、二〇一三年九月)では「とくに高杯の柄にびっしり書かれた仮名は、連綿が進んでおり、まさにひらがなの遺品といつてさしつかえない。」と連綿を基準に評している。沖森卓也「草仮名とひらがな」(掲載同前)には、これらの墨書を指して「所用の仮名字体は、単体では

「乃」のように行書も用いられているが、大半は草書の万葉仮名である。」(三十三ページ)としながら「今回のおびただしい平仮名墨書の土器破片の出土は九世紀半ばにおいてすでに平仮名が盛行していることを裏付けるものである。」(三十五ページ)と「平仮名」と評価する。

(三十二) 注(三)の南條氏の論文では、平仮名への過渡期形態としての「草仮名」の遺品として、有年申文と秋萩帖とを挙げ、当墨書の成立を有年申文以後、秋萩帖以前ではないかとしているが、すなわち、「草仮名」としての評価と見受けられる。石川九楊『日本の文字…「無声の思考」の封印を解く』(ちくま新書、筑摩書房、二〇一三年)では、これを「もつとも進化した草仮名と言う方が適切。その理由は、たしかに文字の連綿は見られるが、「字形そのものが連続体へと構造的に飛躍している」とは言いにくいからだ。」(八十一ページ)と、字形に着目して、「草仮名」と見る。

(三十三) 注(十三)論文六十七ページから六十九ページ。

(原文歴史的仮名遣い)